

諮問第13、14号（情報公開）

答 申

第1 審査会の結論

諮問第13、14号の各公文書公開請求につき、川口市教育委員会が行った川口市情報公開条例第11条第2項に基づき不存在を理由として非公開とした決定はいずれも妥当である。

第2 不服申立ておよび審査の経緯

- 1 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）の申立て（平成23年10月18日付）は、平成21年9月21日開催の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている教育長の「免許法が変わり、中学校の免許しか所持していなくても、小学校で所持している免許の教科は教えることができる。例えば教科担任制の学校に行けば、その学年の教えることは可能である。逆を言えば学級担任は持ちづらい」との発言のうち、「学級担任は持ちづらい」との発言の法的根拠を示す文書の開示を求めるものである。
- 2 次に、申立人の諮問第14号の申立て（平成23年10月24日付）は、平成23年10月3日の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている委員からの「合併後は、川口市、鳩ヶ谷市両市の市境に住んでいる児童・生徒が学校選択制度を利用することで、従来よりも人の動きが多くなることが予想されるが、通学区域の見直し等を行う予定はあるのか。」の質問に対し、教育長が「予定はない」と言えた根拠を示す文書の開示を求めるものである。
- 3 これらの申立人の請求に対し、実施機関である教育委員会は文書が存在しないことを理由に、それぞれ平成23年11月7日及び同月14日にいずれも非公開決定を行った。
- 4 申立人は平成23年11月15日に本件第13号、同月22日に本件第1

4号について、実施機関に対し非公開決定処分取消しを求める異議申立てを行った。実施機関は川口市情報公開条例第16条に基づき、それぞれ同年11月30日、及び12月8日に当審査会に諮問した。

5 当審査会の審査に対し、実施機関からそれぞれ平成23年11月30日、及び12月8日に理由説明書が提出された。これに対し、申立人は本件第13号についてのみ、同年12月22日に意見書を提出した。

6 当審査会は、平成24年1月27日に実施機関の職員から陳述を受けた。また、平成24年3月30日に申立人から陳述を受けた。

第3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果を以下のとおり決定し判断する。

1 申立人が指摘する教育長の各発言が、各議事録に記載されていることは争いがない。

2 ところで、本件で申立人が開示を求めているのは、教育長の各発言の根拠となる文書であるが、教育委員会における教育長の当該各発言は、いずれも同委員会の委員の質問に答える型でなされていて、その回答は委員会に用意された資料等に基づきなされたものではなく、委員会の場でそれまでの教育長個人の経験等をもとに意見を述べたものと認められる。そして、この意見が形成される過程で特に公文書が準備されたり、また参考にされたりした状況はなく、その他文書の存在をうかがわせるような事情も認められない。

3 よって、教育長の発言の内容の適否はともかく、申立人が主張する教育長の発言の根拠となる文書が存在するような事実は認められず、川口市教育委員会が文書の不存在を理由として非公開とした決定は妥当なものと認められる。

なお、申立人の異議申立書及び口頭意見陳述によれば、申立人においては教育長の前示各発言の誤りを指摘し、その是正を求めているようにもうかがえるが、これについては本件手続きの対象となるものではない。

平成24年 6月29日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊